

〔平成 22 年 3 月 17 日
制 定〕

最終改正 令和 8 年 3 月 1 2 日

1 目的

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教育研究に加えて、社会との連携を促進し、学術研究による成果を社会に還元することを目的として産学官連携活動を推進する。

一方で、産学官連携活動を進める上で、本学並びに本学の役員及び職員（以下「職員」という。）として求められる義務と、職員が有することになる利益又は負うことになる義務が衝突する場合、いわゆる利益相反が生じることも考えられる。

このため、本学は、産学官連携活動に伴い不可避免的に生じ得る利益相反の状況について、適切な管理の下で対応することができる環境を整備し、本学に対する社会的信頼を確保し、産学官連携活動を公正かつ円滑に推進するための基本方針を利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）として定める。

2 利益相反の定義

ポリシーにおいて、利益相反を以下のように定義する。

(1) 個人としての利益相反

職員個人が得る利益と職員個人の本学における責任が相反する状態をいう。

(2) 本学としての利益相反

本学が組織として得る利益と本学の社会的責任が相反する状態をいう。

(3) 狭義の利益相反

職員又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、本学における教育研究上の責任が衝突し、又は相反している状態であり、前 2 号に規定する利益相反からなる。

(4) 責務相反

職員が主に産学官連携活動に係る兼業により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等における責任が両立し得ない状態をいう。

(5) 広義の利益相反

前 2 号に規定する狭義の利益相反及び責務相反の双方を含むものとする。ポリシーにおいて、特段の定めがない場合には、「広義の利益相反」を単に「利益相反」と記す。

3 対象者の範囲

ポリシーの対象者は、本学の職員とする。

4 ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学官連携活動が学術研究による成果を社会に還元する重要な活動であるとの認識の下、これを積極的に推進するとともに、職員による取組を奨励する。

一方で、産学官連携活動の推進に伴い利益相反は不可避免的に生じ得る。本学は、利益相反を一律に排除又は禁止するのではなく、その状況を適切に把握し、透明性を確保した上で管理することにより、本学に対する社会的信頼を確保しつつ、産学官連携活動を公正かつ円滑に推進することを基本的な考え方とする。

5 ポリシーのルール

(1) 職員は、産学官連携活動に携わるに当たり、本学の職員としての責務を十分に認識し、本学の本来の使命である教育研究活動の公正な遂行を最優先しなければならない。

(2) 職員は、個人的な利益又は連携先の利益を優先することにより、教育研究活動に支障を来すことがあってはならず、また、そのような行為がなされているとの疑いを社会から招くことのないよう、職務遂行の透明性の確保に努めなければならない。

(3) 職員は、利益相反が生じ、又は生じるおそれがある場合には、本学が実施する利益相反マネジメントに誠実に協力する責務を負うものとする。

6 利益相反マネジメント体制及び方法

(1) 本学に、利益相反マネジメントに関する重要事項を調査及び審議する組織を設置する。

(2) 職員は、利益相反の状況について、本学が定める方法により、定期的及び必要に応じて申告しなければならない。

(3) 本学は、利益相反マネジメントの運用状況について、個人情報の保護に十分配慮した上で、必要な範囲において公表し、社会に対する説明責任を果たすものとする。

附 記

このポリシーは、平成 26 年 9 月 24 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

このポリシーは、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。